

特別展「ユーモアーおかしみの表現に潜むものー」展に係る
作品下見・借用・返却及び作品展示・撤去作業 仕様書

1 内容

(1) 作業内容

作品の借用及び返却に伴う下見、梱包、輸送、及び作品展示・撤去作業

- ・展示・撤去作業には、照明、看板、パネル等、展示室の移動壁、彫刻台等の設営と撤去を含む。
- ・作品保護や補強のために、台座や梱包用の箱等への簡便な加工を含む。
- ・梱包、輸送作業には、借用先の指示による作品輸送用の箱等の作成を含む。
- ・作業に係る人員、資材、台車、脚立等を含む。

(2) 作品借用場所及び作品

- ・別紙のとおり
- ・搬入先は徳島県立近代美術館
- ・徳島県立近代美術館所蔵作品については、収蔵庫から展示室への移動。

(3) 日程

- ・静岡県立美術館蔵作品の下見 令和6年4月1日
- ・梱包・輸送 (高松)令和6年4月10日、(静岡) 令和6年4月11日
- ・搬入・展示 令和6年4月22日～4月25日 (4日間)
- ・撤去・搬出 令和6年7月1日～7月2日 (2日間)
- ・輸送・返却 令和6年7月上旬で美術館が指定する日
(展覧会期 令和6年4月27日から6月30日)

(4) 作業人数

- ・下見：2名
- ・梱包・輸送作業：作業工程に合わせて必要な人数
- ・展示・撤去作業：搬入 18名、撤去 14名

(5) その他

- ・保険を付保すること。評価額は別紙のとおり

2 条件

- (1) 作業に従事させるスタッフは、全員が美術品取扱いに関する社内講習会を受講した専門スタッフであること。そのうち必ず1名は、美術品取扱いの専門スタッフとして5年以上の経験を有し、かつ国指定重要文化財取扱いの経験を有する者とし、その者は作業の全日程を担当すること。
- (2) 美術作品を取り扱う際は作品にダメージを与えないよう、細心の注意を払うとともに、万一、作品を損傷もしくは亡失したときは、一切の責任を負うこと。

- (3) 輸送用箱等の作成に当たっては、事前に借用先で調査を行い作成することがある。
- (4) 大型作品については、作品の梱包時の外寸に対応したトラックを用意すること。
- (5) 上記「内容」に関わる全ての経費を含むこと。
- (6) この作業を通じて得た情報は、作業終了後速やかに破棄し、他へ漏らさないこと。
- (7) 全ての作業について、近代美術館職員の指示に従うこと。

以上